平成２２年（フ）第１３２号
岩手県大船渡市大船渡町字富沢30番地８
債務者　小笠原春枝
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２９２号
群馬県太田市岩松町615番地１
債務者　小沼　恵子
１　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８５号
岐阜県大垣市木戸町1209番地１
債務者　平田千枝子（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
岐阜県養老郡養老町飯ノ木564番地４
債務者　石田　健治
１　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６７４号
埼玉県春日部市花積217番地１ルネ春日部10―510
債務者　若菜　宏子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６７５号
埼玉県草加市谷塚町1728番地14　ハイツウエストⅡ―102号
債務者　佐々木正弘
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６９４号
さいたま市緑区馬場２丁目５番地18　グランパレス弐番館301、旧住所さいたま市見沼区南中丸611番地１
債務者　岩城　哲也
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６００号
埼玉県八潮市八潮４丁目８番地４　ホーミープレイスＣ101
債務者　山内　忠夫
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
埼玉県草加市花栗１丁目６番５―705号
債務者　菊池美智子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９０９号
埼玉県川越市大字上寺山716番地１　セレーネ101号室
債務者　岡野加代子（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８９号
岡山県笠岡市西大島2438番地７
債務者　伊瀬　康雄
１　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
岡山県倉敷市藤戸町天城768番地　シンニチロ天城寮1105号
債務者　道慶　伸一（旧姓古井）
１　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉3426番地　第１福田ビル305号
債務者　小田　初栄
１　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
北海道根室市花咲港274番地２
債務者　新岡　真治
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第３５３７号
横浜市南区大岡２丁目７番15号　大野荘１階１号
債務者　石田千枝子
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２０号
川崎市高津区久地４丁目26番10―303号　久地Ｌマンション
債務者　神尾　秀顕
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７２１号
川崎市高津区久地４丁目26番10―303号　久地Ｌマンション
債務者　神尾千波弥
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係